

大展示場使用料減免制度の概要

(一財) 富山県産業創造センター

1 趣 旨

高岡テクノドーム大展示場の利用を一層促進するため、平成 26 年度より大展示場の使用料の一部を減免する制度を設けていましたが、平成 29 年度以降は次のとおり制度を拡充して減免を実施いたします。皆様のご利用をお待ちしております。

2 対象となる催事及び減免率

高岡テクノドーム大展示場で開催される次の催事を対象として減額を行います。

- | | | |
|-----------------------|-----|-----|
| (1) 新規催事・利用拡大催事（特定期間） | 減免率 | 25% |
| (2) 新規催事・利用拡大催事（通常期間） | 減免率 | 10% |
| (3) 同一年度複数開催催事（2回目以降） | 減免率 | 5% |

※1 「特定期間」とは、次の期間を言います。

- ① 4月末～5月上旬のゴールデンウィーク期間
(具体的な期間は、毎年度設定します。)
- ② 8月
- ③ 9月の第3月曜日（敬老の日）の直前の土曜日から月末日までの期間
- ④ 12月

※2 「新規催事」とは、次の催事を言います。

- ア 新規の主催者によって初めて開催される催事（主催者名のみ変更し、これまでと同一の催事と認められる場合は除く。)
- イ 同一の主催者により、これまで開催されてきた催事とは異なる企画・内容で開催される催事
- ウ 開催年度の前5年度間に使用実績がない催事

※3 「利用拡大催事」とは、前回開催年度（当年度を除く。）よりも増加もしくは開催日数又は利用面積が拡大する同一の内容の催事を言い、減免率は、拡大分にかかる使用料に適用します。

※4 「同一年度複数開催催事」とは、同一年度に同一の主催者により、複数回にわたり開催される催事を言います。

3 実施期間

平成29年度から平成33年度まで

上記減免制度の詳細については、下記にお問合せください。

(お問合せ先) 富山県産業創造センター

高岡テクノドーム 事務局

TEL 0766-26-5151 FAX 0766-26-5161